

施設使用団体 代表者 様

東京都立赤羽北桜高等学校開放事業運営委員長
校長 金澤正美
(公印省略)

令和8年度 赤羽北桜高等学校施設開放団体登録（新規）について

日頃より、本校の教育活動に御理解、御協力頂き厚く御礼申し上げます。

令和7年度施設開放事業を下記のとおり実施いたしますので、使用希望の団体におかれましては、所定の申請手続きを行ってください。なお、使用承認後であっても、本校の教育活動上やむを得ず使用承認を取り消すことや開放日を変更する可能性がございますので御了承願います。

記

テニスコートは登録団体が上限に達していますので令和8年度は新規募集を行いません。

グラウンド（サッカー）のみの新規募集となります。

1 都立学校施設開放事業について

年間教育計画や行事予定、部活動等に支障がない限り、地域住民の学習・文化・スポーツ活動の振興に資するため、また開かれた学校づくりのために都立学校の施設を開放しています。

2 開放内容

原則指定した曜日の午前（8時30分～12時30分）と午後（13時～17時）にグラウンド（サッカー）及びテニスコート3面を開放しています。

3 申請から使用まで

(1) 団体登録手続き

団体登録申請受付（1月23日（金）～2月13日（金）まで）

→審査（規程の団体数を超えた場合は抽選）

→施設使用団体登録証の発行

(2) 施設使用承認手続き

抽選会の案内発送

→抽選会にて使用日時の調整・決定（4月下旬予定）

→使用承諾書の発行

(3) 施設使用開始

「施設使用に関する決まり」に基づき使用してください。

4 団体登録について

(1) 登録団体数上限

グラウンド 10団体まで

テニスコート 20団体まで

※規定数以上の登録申請があった場合は運営委員会で抽選

※空きが出た場合に新規受付を行い抽選を行います。

(2) 使用団体は使用責任者2名を選出し、その内必ず1名を管理指導員とし使用時に立ち会う。

5 団体登録の要件

- (1) 主に都内に在住・在勤・在学する者で構成された10名以上の団体
- (2) 指導統括を行う20歳以上の責任者がいる団体
- (3) アマチュア活動を目的としている団体
- (4) 営利を目的としない団体
- (5) 団体の運営が計画的、組織的かつ民主的に行われており、定期的に活動を行っている団体
- (6) その他運営委員会が定める条件を満たす団体であること
- (7) 「地域スポーツクラブ」の登録を優先する場合があります。

※「地域スポーツクラブ」とは、市区町村が活動を認定し、都及びスポーツ庁に報告している団体

6 施設使用に関する決まり

別紙参照。必ず事前にお読みください。

上記について御賛同をいただいた使用希望団体には団体登録後、抽選会に御参加いただきます。

7 令和8年度手続きについて

- (1) 登録団体申請受付（開放日は団体登録後お伝えします（年間10日程度開放予定）。）
 - ア 受付期間 令和8年1月23日（金）から2月13日（金）まで
 - イ 提出書類 「都立学校施設使用団体登録申請書」及び「登録団体構成表」
 - ウ 提出方法 経営企画室窓口に持参又は郵送（郵送の場合は必着）
窓口：平日9時00分から16時30分まで ※土日祝除く

8 抽選会について（使用に関する説明会を兼ねます）

登録団体へ個別にメール、郵送等にて御案内いたします。

※御来校頂かない形で実施予定

【問い合わせ】

東京都立赤羽北桜高等学校 施設開放担当：南
〒115-0056 東京都北区西が丘3-14-20
電話 03(5948)4390 FAX 03(5948)4393